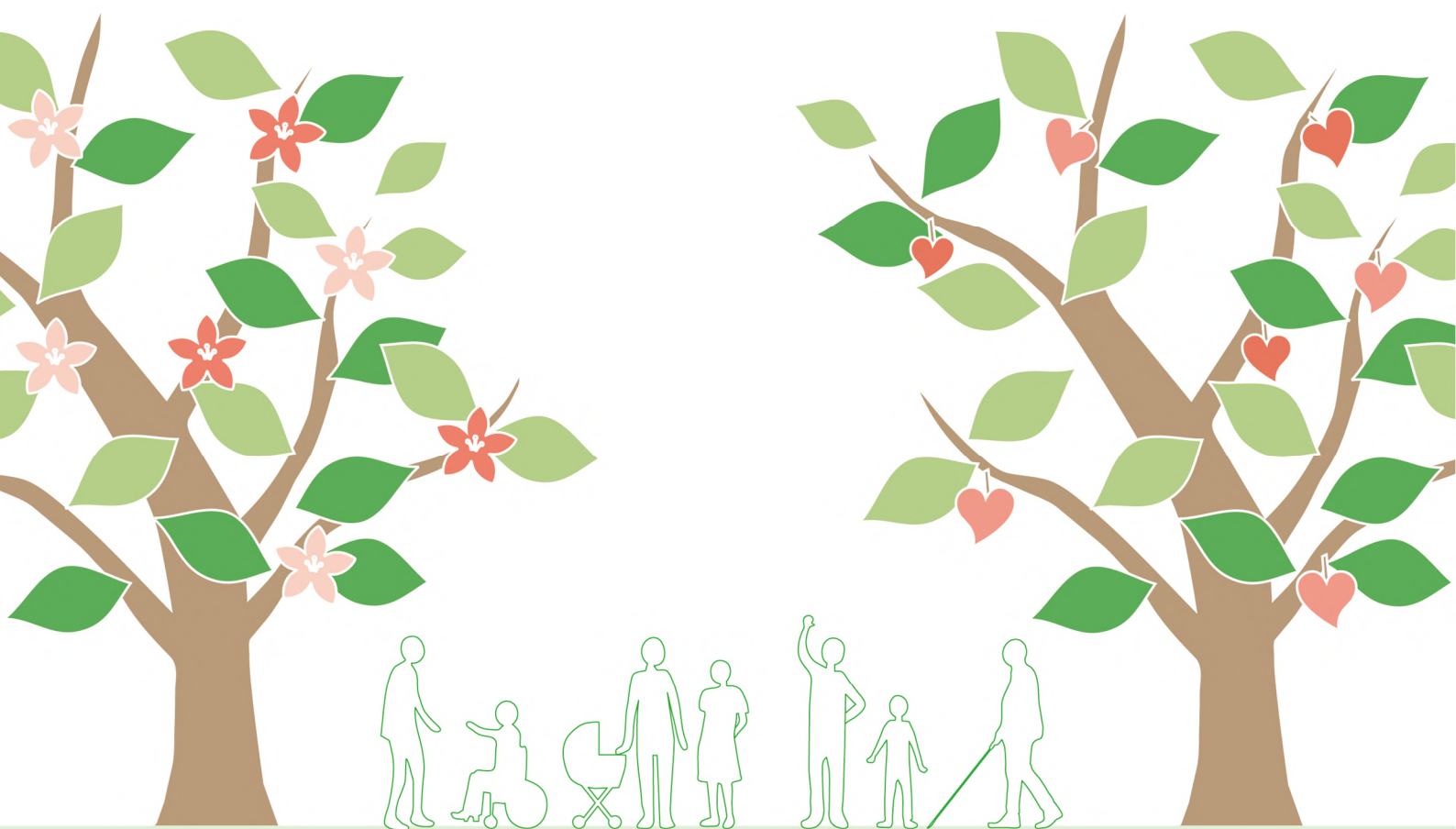


文京区バリアフリー基本構想



令和8(2026)年3月



誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化を目指して

本区では、平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」を策定し、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」という目標のもと、誰もが暮らしやすい安全で快適なまちづくりの実現に向けて、ハードとソフトが一体となった施設・経路のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいりました。

この間、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の開催を経て、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に向けた意識が高まりを見せるとともに、バリアフリー法の改正や障害者差別解消法の施行など、社会情勢は大きく変化しております。



こうした背景を踏まえ、本区ではこの度「文京区バリアフリー基本構想」を改定いたしました。新たな基本構想では、区内 45 施設を新たに生活関連施設に追加するとともに、これらの施設を結ぶ経路を生活関連経路に設定することで、区内全域におけるバリアフリー化のさらなる推進を図ります。

また、施設整備などのハード面の充実はもとより、心のバリアフリーや情報のバリアフリーといったソフト面の取組を強化し、ハード・ソフトが一体となった区全体における移動や施設利用のバリアフリー化を推進してまいります。

本基本構想の実現には、行政による取組に加え、区民の皆さまや事業者の皆さまとともに進んでいくことが不可欠です。すべての人がお互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、地域全体で誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本基本構想の改定にあたり、長期間の協議・検討にご尽力いただきました各位、貴重なご意見やご提案をいただきました皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月

文京区長 成澤廣修

目次

1 策定の背景	1
1.1 バリアフリー基本構想とは	1
1.2 背景と目的	4
1.3 区の概況	5
2 バリアフリー基本構想の改定方針	13
2.1 旧基本構想の最終評価	13
2.2 改定方針	21
3 バリアフリー基本構想の基本的な考え方	23
3.1 計画の位置づけ	23
3.2 目標	23
3.3 目標年次	24
3.4 基本方針	24
4 重点整備地区の設定	25
4.1 重点整備地区の設定	25
4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定	27
5 移動等円滑化に関する事項	34
5.1 移動等円滑化に関する主な基準等	34
5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項	35
6 心のバリアフリー・情報のバリアフリー等の推進	54
6.1 心のバリアフリーの推進	54
6.2 情報のバリアフリーの推進	56
6.3 その他の取組の推進	58
7 地区別計画に関する基本方針	59
7.1 都心地域	59
7.2 下町隣接地域	61
7.3 山の手地域東部	63
7.4 山の手地域中央	65
7.5 山の手地域西部	67
8 バリアフリー基本構想の実現に向けて	69
8.1 地区別計画の策定	69
8.2 バリアフリー基本構想の進行管理	70

参考1	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	設置要綱.....	71
参考2	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	委員名簿.....	73
参考3	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	幹事名簿.....	74
参考4	検討経緯.....		75
参考5	アンケート調査.....		76
参考6	地域懇談会.....		92
参考7	用語解説.....		97